

## 委員会運営方法について

### 1 付議事件

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。

(参考：過去の特別委員会における調査・研究内容等)

- 【令和2年度：調査・研究テーマ】社会経済情勢の変化に対応する特別自治市のあり方について
- 【令和元年度：調査・研究テーマ】2040年ごろの課題を見据えた大都市行財政制度のあり方について
- 【平成30年度：調査・研究テーマ】特別自治市の実現に向けた持続可能な大都市経営のあり方について
- 【平成29年度：調査・研究テーマ】地方制度改革と多様な大都市制度のあり方について
- 【平成28年度：調査・研究テーマ】未来を見据えた大都市制度の実現へ向けた行財政運営の調査・研究について
- 【平成27年度：検討事項】議長諮問「指定都市の区に関する事項の検討について」
- 【平成26年度：調査・研究テーマ】少子高齢化の進行と人口減少社会における大都市の行財政制度のあり方について
- 【平成25年度：調査・研究テーマ】新たな大都市制度における権限移譲と市及び区のあり方について
- 【平成24年度：調査・研究テーマ】※設定なし
- 【平成23年度：調査・研究テーマ】新たな大都市制度における都市内分権について

### 2 市会運営委員会（平成24年5月8日開催）での特別委員会運営方法に関する決定事項

- ・付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行う。
- ・委員会報告書は、付議事件に対する結論や一定の方向性を得たとき又は議員任期が満了するときに議長に提出するものとする。

### 3 今年度の調査・研究テーマ（案）

特別自治市実現に向けたプロセスの調査・研究について